

**◀ 高卒求人に関するチェックリスト及び確認票（提出用）▶**

◎事業所名 \_\_\_\_\_ 事業所番号 1310— \_\_\_\_\_

今回申込をした求人は、6月30日まで取消（充足の場合を除く）・変更・人数の削減は、原則行えません。確実な採用計画のうえで申込をして下さい。研修開始日等で6月30日まで募集できない場合は、受付締切日を設定することをお勧めします。

※以下の質問にご回答をお願いします。

今までに高卒求人募集活動のルールについて説明を受けたことがありますか？

いいえ はい⇒ 説明会で 窓口で その他（ \_\_\_\_\_ ）

※チェックしてください。

- 求人数は「高校卒業者の採用人数」であり、他の求人（大卒、中途採用）と併せていない。
- 原則、求人内容の変更・取消・削減は出来ない。
- 学校訪問（学校への求人送付）は、7月1日から可能となること。

① 「入社日」・「赴任旅費」について☑でお答えください。

入社日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ※求人票に記載します

赴任旅費：無 ・ 有（条件・金額等を記入して下さい）※求人票に記載します  
（ \_\_\_\_\_ ）

② 「試用期間」についてお答えください。

試用期間：無 ・ 有（ \_\_\_\_\_ ケ月）※求人票に記載します「有」の場合の条件：同条件 異なる→（内容： \_\_\_\_\_ ）

③ 「応募受付期間」についてお答えください。

9月5日以降随時  \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日以降 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

（新人研修の計画などで、来年以降の応募が難しい場合は受付期間を設定することをお勧めします）

④ 「雇用形態」についてお答えください。

正社員 正社員以外（名称： \_\_\_\_\_ ） 派遣 請負※派遣・請負求人の場合、入社予定日以降の就業が確認できる、契約書（写）・受注書（写）、  
受注リスト（写）等を受付時に確認させていただきます。

⑤ 「面接回数」についてお答えください。

面接回数 1回 2回以上→（ \_\_\_\_\_ 回）

複数回の場合→選考結果通知日は、1次面接の結果通知は面接後 \_\_\_\_\_ 日以内

最終面接の結果通知は1次面接後 \_\_\_\_\_ 日以内

※求人票には、最終的な採否決定までの日数を記載して下さい。

※裏面につづく

⑥ 「適性検査」を行いますか？

実施しない 実施する⇒（適性検査名： \_\_\_\_\_ ） ※補足事項・特記事項欄に記載

⑦ 今年度の月平均労働日数を計算して下さい。

365日一年間休日数（ \_\_\_\_\_ ）日÷12か月＝（ \_\_\_\_\_ ）日（小数点第2位を切捨て表記）

⑧ 変形労働時間制は導入していますか？

（労使協定の届出及び就業規則に記載されていることが必要）

導入していない

導入している ➡ 1か月単位 / 1年単位 / その他（ \_\_\_\_\_ ）

↳ **最低賃金確認のため、必ず下記の労働時間をご記入ください。**

（年間総労働時間 \_\_\_\_\_ h） （月の労働時間 \_\_\_\_\_ h）

（1日の労働時間 \_\_\_\_\_ h）

※年間または月の労働時間については、求人票の特記事項または補足事項に記載します。

例① 1880H/年、 例② 168H/月

⑨ 就業地の最低賃金を下回っていないか、計算してください。

変形労働時間制を導入していない

◎ {基本給（ \_\_\_\_\_ 円）＋毎月定額的に支払われる手当の合計（ \_\_\_\_\_ 円）

（固定残業代を除く）} ÷ 月平均労働日数（上記⑧で計算した切捨て前の数字） ÷

1日の所定労働時間（ \_\_\_\_\_ 時間）

＝ \_\_\_\_\_ 円（小数点第1位を切上げ） ≥ 1,113円

（東京都の場合の最低賃金）

変形労働時間制を導入している

◎ {基本給（ \_\_\_\_\_ 円）＋毎月定額的に支払われる手当の合計（ \_\_\_\_\_ 円）

（固定残業代を除く）} ÷ 月の所定労働時間 \_\_\_\_\_ 時間

＝ \_\_\_\_\_ 円（小数点第1位を切上げ） ≥ 1,113円

（東京都の最低賃金の場合）

⑩ 固定残業代について、記入してください。

残業代を固定残業代として支給していますか？

いいえ はい → 「はい」と答えた場合は、次に進んでください。

◎ 残業の単価は \_\_\_\_\_ 円/Hです ←（小数点切上げ前の時給単価 \_\_\_\_\_ 円 × 1.25 以上）

※「固定残業代に関する特記事項欄」に、次のように記載してください。

時間外手当は、時間外労働時間の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、 \_\_\_\_\_ 時間を  
超える時間外労働は法定通り追加で支給。